

ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス利用規約

一般財団法人研究学園都市コミュニティケーブルサービス（以下「ACCS」といいます。）は、ACCS が指定する無線 LAN ルーター機器（以下「無線ルーター」といいます。）を利用した通信サービス（以下「ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス」といいます。）をこの利用規約（以下「本利用規約」といいます。）に基づき提供します。

第 1 条（提供の開始）

ACCS と加入者との間の ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの提供は、ACCS サービス加入者が、本利用規約の内容を了承した上で、ACCS に対し、ACCS 所定の申込書により ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの申込を行い、当該文書を ACCS が受理したときに提供を行うものとします。

第 2 条（利用開始日及び課金）

ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの利用開始日は、無線ルーターの設置工事完了日とします。課金開始日は、工事完了日の属する月の翌月を起算月とします。ただし、提供を開始した日と契約の解除があった日の属する月が同月の場合、提供を開始した日から起算するものとします。

第 3 条（解約日及び課金終了月）

ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの解約日は、ACCS 所定の解約書により ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの解約申込を行い、当該文書を ACCS が受理し、無線ルーターが ACCS に返却された日（または指定業者による回収工事完了日）としますが、解約日の属する月の課金は発生します。

第 4 条（最低利用期間）

ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの最低利用期間はありますが、キャンペーン等の適用により初期費用の割賦（実質無料）等となった際は、キャンペーン適用期間の最低利用期間が発生します。

第 5 条（解約時の契約解除料等）

上記条項に定める期間内にサービスの解約があった場合、加入者は残余期間に対応する「ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス」利用料相当額「1 ヶ月分」の契約解除料と、初期費用割賦の残債金を、ACCS が別途定める期日までに ACCS が指定する方法により支払うものとします。

第 6 条（機器の利用、保管等）

加入者は、本利用規約の各条項及び ACCS の指示に従って無線ルーターを善良なる管理者の注意をもって利用、保管するものとします。

2 加入者は、無線ルーターの転貸、改造・改変、及び申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。

3 前項に違反する行為によって生じた加入者の損害に対して、ACCS は一切の責任を負わないものとします。

4 加入者は、無線ルーターに故障、滅失、毀損等が生じたときは、速やかにその旨を ACCS に通知し、ACCS の指示に従うものとします。

5 加入者の責に帰すべき事由により無線ルーターに故障、滅失、毀損等が生じたときは、ACCS は、加入者に対

し、その損害金（本体 11,000 円、アダプター3,300 円 各 1 単位ごと）を請求することができるものとします。

第 7 条（通信端末修理費用保険特典）

「ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス」 1 契約（台数関係なし）に通信端末修理費用保険が付帯します。

2 保険は、無線ルーターに接続している通信機器の修理費用を年間最大 5 万円まで補償します。（補償条件あり）

3 保険金の請求はお客様自身が保険会社へ申請していただきます。ACCS では保険に関する説明はできません。保険金に関する質問等は、さくら損害保険 保険金請求窓口 0120-982-267 受付時間 10:00～19:00（年末年始除く）へお電話してください。

第 8 条（免責事項）

加入者による無線ルーターの利用又は管理に起因して発生したいかなる損害についても、ACCS は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 無線ルーターの交換、故障、滅失、毀損、不具合等、あらゆる原因により、正常に通信ができなかった場合の補償、及び直接・間接の損害に関して、ACCS は一切の責任を負わないものとします。

第 9 条（本利用規約の変更）

ACCS は、以下の場合に、ACCS の裁量で民法 548 条の 4 の規定により本利用規約を変更することができます。

(1) 本利用規約の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。

(2) 本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に 照らして合理的なものであるとき。

2 変更後の本利用規約の効力発生日以降に加入者が ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスを利用したときは、加入者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。なお、ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの提供条件は、変更後の本利用規約によります。

第 10 条（協議等）

本利用規約に定めのない事項については、インターネット接続サービス契約約款を適用するものとします。

2 加入者及び ACCS は、本利用規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

～ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス概要～

【月額利用料金】

- ◇ 1 台利用 6 6 0 円
- ◇ 2 台利用 8 8 0 円
- ◇ 3 台以上利用 1 台追加ごとに + 3 3 0 円（最大 5 台利用まで）

【ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス月額利用料に含まれる対応内容】

- ◇ 無線ルーターの貸与
- ◇ ACCS サポートセンターの電話サポート及びリモートサポート
- ◇ 無線ルーター故障による出張交換作業で機器故障の原因がお客様の責によらないもの ※機器の設定作業を行うにあたり機器の取扱説明書のご準備、無線ルーター付属の取扱説明書兼メーカー保証書の保管をお願いいた

します。

【有償となる対応内容】

- ◇ 初回設置訪問時の無線ルーターの設置・初期設定費用（6,600 円） 2 台設置まで
- ◇ 無線ルーター追加設置・設定費用 3 台以上は 1 台ごとに（+3,300 円）とする
- ◇ 設定可能な状態にある家庭内の W i - F i 関連機器の設定及び工事を伴わない有線 L A N の設定作業

※設定可能な状態とは、無線ルーター訪問設定時に下記の条件を満たす必要があります。

- 1.標準で W i - F i の送受信機能を搭載する機器、または有線 L A N ポートを搭載している機器（専用のドライバーソフト等のインストールが 必要なものはインストール費用が別途必要となります）
- 2.電源投入済の完動品であること（新品未開封品の設定は行いません）
- 3.ACCS にて設定画面への遷移が可能であること（パスコードロック等がかかっていた場合、設定作業を行う事ができません）

【最低利用期間及び違約金、損害金等】

- ◇ ACCS メッシュ Wi-Fi+サービスの最低利用期間はありませんが、キャンペーン等の適用による初期費用割賦により最低利用期間の発生条件があります。
- ◇ 最低利用期間中にサービスの解約があった場合、残余期間に対応する「ACCS メッシュ Wi-Fi+サービス」利用料相当額の 1 カ月分の契約解除料と割賦残債分をお支払いいただきます。
- ◇ 加入者の責に帰すべき事由により無線ルーターに故障、滅失、毀損等が生じた際は、無線ルーター本体 1 台につき 11,000 円、アダプター 1 個につき 3,300 円の損害金をいただきます。

【免責とさせていただく内容】

- ◇ 無線ルーターの性格上、ご利用される建物の材質、構造、電磁波（電子レンジ等）の影響により通信が不安定になる場合があります。また、何らかの不具合により通信ができなかった場合の損害について、ACCS は一切の責任を負いません。
- ◇ お手持ちの W i - F i 機器の操作方法、各種ソフト（アプリ）等の操作方法等に関するお問い合わせは、ACCS ではお答えする事ができません。機器の製造販売元またはソフトの開発販売元へお問い合わせください。
- ◇ 無線ルーターは、全ての機器間の接続を保証するものではありません。

※表記の価格は消費税率 10%の税込価格です。消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。

一般財団法人
研究学園都市コミュニティケーブルサービス

2024.04 版